



平成28年（行ウ）第49号，同第134号

高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 河田昌東 外101名

被告 国

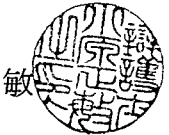
参加人 関西電力株式会社

### 準備書面（1）

平成29年1月25日

名古屋地方裁判所民事第9部A2係 御中

参加人訴訟代理人 弁護士 小 原 正



弁護士 田 中



弁護士 西 出 智



弁護士 神 原



弁護士 原 井 大



弁護士 森 拓



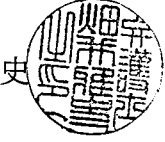
弁護士 辰 田



弁護士 今 城 智



弁護士 畑 井 雅



弁護士 谷 健 太



弁護士 中 室



本書面では、平成 28 年 4 月 14 日付原告ら「訴状」（同年 7 月 13 日付原告ら「訴状訂正申立書」及び同年 8 月 5 日付原告ら「訴えの変更申立書」により、請求の原因が訂正、追加された後のもの。以下、「第 1 次訴状」という）及び同年 10 月 5 日付原告ら「訴状」（以下、「第 2 次訴状」という）の請求の原因に対する認否を行う。

## 第 1 章 第 1 次訴状の請求の原因に対する認否

参加人は以下のとおり認否を行い、その余については、平成 28 年 10 月 19 日付被告第 3 準備書面（以下、「被告第 3 準備書面」という）における被告の認否を援用する。

### 第 1 「第 2 章 当事者, 対象原発及び対象処分等」(第 1 次訴状 14 ないし 20 頁) について

#### 1 「第 1 当事者等」について

##### (1) 「3 関西電力株式会社」について

おおむね認める。

なお、電気事業法の改正に伴い、平成 28 年 4 月 1 日以降、「一般電気事業者」という用語は使用されていない。

### 第 2 「第 4 章 福島第一原発事故の発生と 40 年ルールの策定」(第 1 次訴状 30 ないし 45 頁) について

#### 1 「第 1 福島第一原発事故の発生と被害の状況」について

##### (1) 「2 福島第一事故による放射性物質の拡散と被害の概要」について

##### ア 「(3) 放射性物質の放出がもたらすもの」について

##### (ア) 第 7 段落（「そのため、」から始まる段落）について

知らないし否認する。

福島県県民健康調査検討委員会が平成 28 年 3 月に取りまとめた「県民健康調査における中間取りまとめ」（丙 F 1）によれば、甲状腺検査の

評価として「将来的に臨床診断されたり、死に結びついたりすることがないがんを多数診断している可能性が指摘されている」、「これまでに発見された甲状腺がんについては、・・・総合的に判断して、放射線の影響とは考えにくいと評価する」とされている（丙F1, 2頁）。

## 2 「第3 事故の教訓としての40年ルールの方定」について

### (1) 「2 事故後の老朽化対策」について

#### ア 「(2) 40年ルールの内容」について

##### (ア) 第2段落（「改正後炉規法は、」から始まる段落）ないし第5段落（「規制委員会が」から始まる段落）について

原子炉等規制法<sup>1</sup>43条の3の32が「発電用原子炉設置者とその設置した発電用原子炉を運転することができる期間は、当該発電用原子炉の設置の工事について最初に第43条の3の11第1項の検査に合格した日から起算して40年とする」（第1項）、「前項の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、1回に限り延長することができる」（第2項）、「原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、その第2項の規定により延長しようとする期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる」（第5項）と規定していることは認める。

### (2) 「3 40年ルールの趣旨に照らし厳格に適用されなければならないこと」について

#### ア 「(1) 規定の文言」について

---

<sup>1</sup> 正式には、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」である。

被告第3準備書面における被告の認否を援用する。なお、「原子炉等規制法43条の3の32第2項の許可に当たり厳格に審査がされなければならないことはおおむね認める」のうち、「許可」とあるのは「認可」の誤記である。

第3 「第9章 新規制基準の不合理性及び適合性審査の瑕疵（総論）」（第1次訴状89ないし103頁）について

1 「第3 新規制基準及び適合性審査の手続上の問題点」について

(1) 「1 規制委員会の専門性、独立性の欠如」について

ア 第5段落（「その上、」から始まる段落）について

田中知委員が、平成26年9月に委員に任命されたこと、平成24年まで日本原子力産業協会の役員であったことについては認め、その余は知らないし争う。

(2) 「2 原子力規制庁の職員の多くが旧原子力推進にかかる官庁の職員である」について

ア 第4段落（「2013年（平成25年）」から始まる段落）ないし第6段落（「新規制基準を」から始まる段落）について

「『敦賀原発活断層資料、原電に漏えい 規制庁審議官を更迭』と題する記事」（甲C5）に名雪哲夫審議官が日本原子力発電株式会社に敦賀原子力発電所の活断層調査報告書原案を漏洩させた旨の記載があること、運転期間延長認可申請中の原子炉のうち、本件発電所についての審査が先行して進んだことは認め、その余は知らないし争う。

第4 「第11章 耐震安全性」(第1次訴状116ないし125頁)について

1 「第1 基準地震動の過小評価」について

(1) 「3 断層長の認定の問題」について

ア 第1段落について

被告第3準備書面における被告の認否を援用する。なお、「大型の調査船が沿岸部まで海岸付近の活断層を航行することができない」とあるのは、「大型の調査船が海岸付近まで調査をすることができない」との趣旨であると解する。

イ 第2段落(「関西電力は」から始まる段落について)について

参加人が、地震動評価上、F0-A～F0-B～熊川断層の断層長を63.4kmとしていることは認め、その余は争う。なお、参加人は、詳細な地質・地質構造調査を行った結果、F0-A～F0-B断層と熊川断層が連続していることを示す地質構造は確認されず、両断層は連動しないと判断しているが、地震動評価上は、原子力規制委員会における議論も踏まえ、十分に保守的な評価を行う観点から、これらの断層が連動すると想定して合計63.4kmと設定した。

第5 「第12章 対津波安全性」(第1次訴状126ないし135頁)について

1 「第2 基準津波策定における過誤・欠落」について

(1) 「1 基準津波は過小評価されていること」について

ア 「(1) 計算式により津波の高さは大きく異なること」について

(ア) 第1段落について

概ね認める。ただし、国土交通省の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」によりまとめられた「日本海における大規模地震に関

する調査検討会報告書<sup>2</sup>」では、④の計算式ではなく、震源断層面積 (S) と地震モーメント ( $M_0$ ) の関係式である入倉・三宅 (2001) の関係式が用いられている (丙D1, 「日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書データ集② [断層パラメータの設定]」10 頁)。④の計算式は、入倉・三宅 (2001) の関係式の震源断層面積 (S) を、仮定を挟んで活断層の長さ (L) に置き換えられた計算式である (甲D9)。

(2) 「2 過去の津波の無視, 軽視」について

ア 「(1)」について

吉田兼見の「兼見卿記」及びルイス・フロイスの「日本史」において、1586 年の天正地震に伴い津波が発生したと解釈することも可能な記載内容があることは認める。

(3) 「3 隠岐トラフ南東縁断層の活動によって生じる津波」について

ア 第1段落について

次の①及び②は認め、その余は知らないし争う。

①北陸以西の沖合の日本海海底には複数の活断層があること

②若狭湾の北～北北西の沖合の隠岐トラフ南東縁には、北西—南東走向の複数の断層 (ただし、これらは一続きの断層ではない) があるとされていること

(4) 「4 海域活断層が活動することによって生じる津波について」について

ア 「(1)」及び「(2)」について

若狭湾周辺において陸域及び海域の両方に活断層があることは認め、その余は知らないし争う。

(5) 「6 パラメータスタディについて」

ア 「(1) パラメータスタディとは何か (甲 82, 甲 83)」について

---

<sup>2</sup> なお、甲D23号証は「日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書」の概要版である。

(ア) 「ウ」について

被告第3準備書面における被告の認否を援用する。ただし、「数値解析の誤差を見込まず」との点は争う。

(イ) 「エ」について

土木学会原子力土木委員会に設置された津波評価部会の委員・幹事等30人のうち、13人が電力会社社員、3人が電力中央研究所の所員、1人が東京電力株式会社の子会社の社員であったことは認め、その余は知らないし争う。

第6 「第14章 使用済み核燃料ないし使用済み核燃料プールの危険性」(第1次訴状146ないし154頁)について

1 「第1 福島第一原発事故で明らかになった使用済み核燃料ないし使用済み核燃料プールの危険性」について

(1) 「1 使用済み核燃料プールからの放射能汚染による最悪シナリオ」について

ア 「(2)」について

(ア) 第1段落について

福島第一原子力発電所事故において、4号機の使用済み燃料プールに納められた使用済み燃料の冷却機能が喪失したことは認め、その余は不知。

(イ) 第2段落(「原子力委員会委員長が」から始まる段落)について

「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」(甲F10)の10及び15枚目に記載の限度で、原告らの主張と同趣旨の記載があることは認める。

2 「第2 深刻な災害が万が一にも起こらないというために必要な対策が講じ



られていないこと」について

(1) 「4 稠密化された使用済み核燃料プールの危険性」について

ア 「(2)」について

(ア) 第1段落について

被告第3準備書面における被告の認否を援用する。ただし、第1文の「訴外関西電力を除いては、」との点は否認する。

参加人を含む電力会社は、貯蔵方式の多様化の検討や将来貯蔵が必要となる燃料の貯蔵に向けた技術課題の検討を実施中であり、その検討には乾式キャスク貯蔵も含まれている。また、参加人が計画している中間貯蔵においても、乾式キャスク貯蔵の採用を検討している。

第7 「第15章 過酷事故対策」(第1次訴状155ないし173頁)について

1 「第2 過酷事故対策における過誤・欠落」について

(1) 「3 水素爆発の危険性について」について

ア 「(5) 解析コードMAAPの不確かさ」について

(ア) 第1段落について

参加人が、原子力規制委員会の定める「格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド」に従い、原子炉圧力容器の下部が破損するまでのジルコニウム反応量を全炉心存在量の75パーセントとして水素濃度を求めていること、また、原子炉圧力容器破損後における熔融炉心・コンクリート相互作用(以下、「MCCI」という)について、解析コードMAAPを使用して評価していることは認め、MCCIに伴う水素発生量を見逃していることについては否認する。

参加人は、MCCIに伴い全炉心内のジルコニウム量の約7パーセントが反応するものとして、水素発生量を算定している。

第8 「第16章 防災審査の不存在及び防災計画の不備」(第1次訴状174ないし185頁)について

1 「第2 防災計画の不備」について

(1) 「5 安定ヨウ素剤の備蓄・配布体制の不備」について

ア 第1段落について

被告第3準備書面における被告の認否を援用する。なお、「30キロメートル圏内の市町村は11市町が正しい」とあるのは、「30キロメートル圏内の12市町村のうち、緊急時に安定ヨウ素剤の住民配布が行われる市町村は高島市を除く11市町が正しい」との趣旨であると解する。

第2章 第2次訴状の請求の原因に対する認否

第2次訴状の請求の原因は、第1次訴状とおおむね同様であることから、第2次訴状の請求の原因に対する認否については、第1章の認否のとおりとする。

以 上